

中小企業等復旧・復興支援事業

「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故」、「新潟・会津豪雨災害」により被害を受けた中小企業等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助する制度です。
※ 平成23年度に実施した補助内容と同様です。

○ 募集期間

平成24年5月1日(火)から5月31日(木)まで
(土日祝日を除く 平日8時30分から17時15分)
※ 申請は、窓口へ直接又は郵送。(当日消印有効)

○ 補助対象者

- 1 東日本大震災により工場・店舗等が「半壊以上」の被害を受けた中小企業等
(③産業復興支援事業のみ「全壊」の被害を受けた中小企業者等)
- 2 原子力発電所事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業等
- 3 新潟・会津豪雨災害により工場・店舗等が「半壊以上」の被害を受けた中小企業等
(③産業復興支援事業は対象となりません。)

○ 補助内容

① 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業

対象要件	空き工場・空き店舗等を借りて事業再開・継続する中小企業等
補助対象経費	空き工場・空き店舗等の借り上げ費用 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用 空き工場・店舗等の改装費用 代替設備の借り上げ費用
補助率	全壊・警戒区域等 補助対象経費の3/4以内 半壊 補助対象経費の1/2以内
補助金額	25万円以上500万円(製造業者のみ50万円以上2,500万円)まで

② 工場・店舗等再生支援事業

対象要件	工場・店舗等を建て替え又は修繕して事業再開・継続する中小企業等(被災時の従業員数を維持)
補助対象経費	工場・店舗等の建て替え費用(土地購入・造成費用を除く) 空き工場・店舗等の購入費用(土地購入・造成費用を除く) 被災した工場・店舗・設備等の修繕費用 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用 代替設備の取得費用
補助率	補助対象経費の1/3以内
補助金額	50万円以上500万円(製造業者のみ100万円以上3,000万円)まで

③ 産業復興支援事業

対 象 要 件	被災工場の従業員数が100人以上の大規模な製造業者 被災時の従業員数の8割以上を雇用 建て替え費用等が1億5千万円以上
補助対象経費	工場の建て替え費用(土地購入・造成費用を除く) 空き工場の購入費用(土地購入・造成費用を除く) 被災した工場・設備等の修繕費用 被災した工場から設備等を移設する費用 代替設備の取得費用
補 助 率	補助対象経費の1/5以内
補 助 金 額	10億円まで

○ 申請窓口

最寄りの地方振興局(地域づくり・商工労政課)で申請することができます。
申請書は、窓口または福島県商工労働部ホームページより、入手できます。

- 県北地方振興局
〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階 電話024-523-2364
- 県中地方振興局
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 電話024-935-1323
- 県南地方振興局
〒961-0971 白河市昭和町269番地 電話0248-23-1546
- 会津地方振興局
〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 電話0242-29-5292
- 南会津地方振興局
〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 電話0241-62-5207
- 相双地方振興局
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 電話0244-26-1117
- いわき地方振興局
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 電話0246-24-6007

○ お問い合わせ先

福島県庁商工労働部

電 話 024-521-7280 (企業立地課)
024-521-7299 (商業まちづくり課)
024-521-7270 (商工総務課)



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.